

3 障害福祉サービス等の見込量と方策

(1) 自立支援給付

(a) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈上段：年間延利用見込時間、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
42,624 時間 (202人)	43,050 時間 (204人)	43,480 時間 (206人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約 1%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

②重度訪問介護

常時介護を必要とする障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〈上段：年間延利用見込時間、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
26,136 時間 (9人)	27,181 時間 (11人)	28,268 時間 (12人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、年間約 4%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

③同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
13,488 時間 (49人)	14,297 時間 (52人)	15,155 時間 (55人)

〈見込値の設定〉

平成 29 年度の実績見込みを基準として、年間約 6%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

④行動援護

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上のの人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
240 時間 (1人)	480 時間 (2人)	720 時間 (3人)

〈見込値の設定〉

一人あたりの利用を月に約 20 時間とし、年間約 1 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせて包括的に行います。

本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- 訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 三障害共通の制度のもとで、障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実に努めます。

(b) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の9つのサービスに区分されます。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。（下表参照）

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
107,640 日 (445人)	109,793 日 (454人)	111,989 日 (463人)

<見込値の設定>

平成29年度の実績見込みを基準として、年間約2%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間（頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間）行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
240 日 (1人)	240 日 (1人)	240 日 (1人)

<見込値の設定>

一人あたりの利用を月に約20時間とし、増減なしの見込値を設定しています。

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間（長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間）行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,508 日 (12人)	2,633 日 (13人)	2,765 日 (14人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約 5%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

④就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間）行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
8,832 日 (43人)	9,185 日 (45人)	9,552 日 (46人)

<見込値の設定>

重点項目である「平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者の目標値：46 人」の達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

⑤就労継続支援（A型）

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
30,240 日 (119人)	31,752 日 (125人)	33,340 日 (131人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、年間約 5%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑥就労継続支援（B型）

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
103,428日 (480人)	106,531日 (494人)	109,727日 (509人)

〈見込値の設定〉

平成29年度の実績見込みを基準として、他のサービス利用の促進や一般就労への取り組み等を考慮し、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑦就労定着支援（平成30年度からの新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に対して、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。

〈月平均利用見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
32人	37人	41人

〈見込値の設定〉

重点項目である「平成32年度末の福祉施設から一般就労への移行者の目標値：41人」が就労定着支援を利用するとみなし、達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

⑧療養介護

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

〈月平均利用見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
27人	27人	27人

〈見込値の設定〉

平成29年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

⑨福祉型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
3,312 日 (52人)	3,478 日 (57人)	3,652 日 (63人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、緊急時や地域移行等による利用の増加を考慮し、年間約 5%の利用日数増及び約 10%の利用者増を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑩医療型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、病院で短期間の入浴、排せつ、食事の介護及び医療ケアなどを行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
360日 (8人)	360日 (8人)	360日 (8人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上にも留意し、官公需に係る福祉施設の物品等の受注機会の拡大についても充実を図ります。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えると同時に適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などにも利用できる短期入所の確保に努めます。

(c) 居住系サービス

①自立生活援助（平成30年度からの新規事業）

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整に関する援助を行います。

<月間平均利用見込者数>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
5人	5人	4人

<見込値の設定>

重点項目である「平成32年度末の福祉施設から地域生活への移行者の目標値：14人」が自立生活援助を利用するとみなし、達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

②共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
195人	200人	205人

〈見込値の設定〉

平成29年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約5人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

③施設入所支援

介護が必要な障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
225人	222人	220人

〈見込値の設定〉

重点項目である「平成29年3月末地点の施設入所者225人のうち、平成32年度末までに施設入所者数の削減の目標値：5人」の達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

居住系サービスにおける見込量確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。
- 施設入所については、利用者の希望などを十分把握し、地域生活に向けての具体的な説明や支援等に努めます。

(d) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした、個別の効果的なサービス提供プログラムを作成します。

地域相談支援（地域移行支援）では、施設や病院等に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援（地域定着支援）では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

なお、自立支援給付のサービスを利用する場合、原則として、計画相談支援事業所が作成するサービス等利用計画が必要になります。

〈月平均利用見込者数〉

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	377人	385人	393人
地域移行支援	6人	9人	12人
地域定着支援	9人	12人	15人

〈見込値の設定〉

（計画相談支援）

平成 27 年度以降、原則として、自立支援給付のサービス対象者全員に対してサービス等利用計画が必要になることを踏まえ、各年度の見込値を設定。

（地域移行支援・地域定着支援）

平成 29 年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約 3 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センターや圏域障害者相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。また、相談支援専門員の質の向上のため、研修等の取組みを推進します。
- 利用者の意向を尊重し、個々の状況に応じたサービスの支給決定が行われるとともに、他施策との総合的ケアマネジメント（図17）が行われるように、相談専門員の能力を高め、関係機関のネットワーク構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、サービスを利用しやすい環境の整備に取り組みます。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心して生活ができるように情報提供ができる体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等の整備に合わせ、緊急時に対応ができるように24時間の相談支援体制を確保します。

(2) 地域生活支援事業

(a) 障害者理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施	実施	実施

<見込値の設定>
平成 29 年度と同様に実施していきます。

障害者理解促進研修・啓発事業における見込量確保の方策

■障害者理解促進研修・啓発事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携をとり、事業の充実に努めます。

(b) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施	実施	実施

<見込値の設定>
平成 29 年度と同様に実施していきます。

自発的活動支援事業における見込量確保の方策

■自発的活動支援事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携をとり、事業の充実に努めます。

(c) 障害者相談支援事業

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からのさまざまな相談に対応し、地域における生活を支援します。

＜年間実施見込箇所数＞

平成30年度	平成31年度	平成32年度
4 箇所	4 箇所	4 箇所

＜見込値の設定＞

平成 29 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

障害者相談支援事業における見込量確保の方策

- 障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の相談支援の充実に努めます。

(d) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる障害福祉サービスの費用負担が困難な障害者に対して、申立てに要する経費などの助成を行います。

＜年間実利用見込者数＞

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2人	4人	6人

＜見込値の設定＞

平成 29 年度の実績見込みを基準として、宇部市社会福祉協議会が実施している法人後見の取り組み等を考慮し、年間約 2 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

(障害者)成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策

- 制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。

(e) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

①手話通訳者派遣事業

〈年間派遣人数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
360人	370人	380人

②要約筆記奉仕員派遣事業

〈年間派遣人数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
75人	77人	79人

〈見込値の設定〉

平成29年度の実績見込みから、障害者差別解消法を見据え、各年度、約3%の増加の見込値を設定しています。

③手話通訳者設置事業

〈実設置見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
3人	3人	3人

〈見込値の設定〉

平成30年度から市役所窓口到手話通訳者を配置するために1人増員後、現状維持に努めます。

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、養成した手話奉仕員を会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、養成した要約奉仕員を会議などに派遣できる体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を配置し、会議などに派遣できる体制を整備します。

(f) 日常生活用具給付事業

障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

〈年間給付見込数〉

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	10件	10件	10件
自立生活支援用具	25件	25件	25件
在宅療養等支援用具	35件	35件	35件
情報・意思疎通支援用具	45件	45件	45件
排せつ管理支援用具	4,000件	4,000件	4,000件
住宅改修費	5件	5件	5件

〈見込値の設定〉

平成 29 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

日常生活用具給付事業における見込量確保の方策

- 日常生活を支援する用具を障害の種類や程度など、それぞれの特性に応じて給付することで、適正な支援を行います。

(g) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
4,224 時間 (55 人)	4,266 時間 (56 人)	4,309 時間 (57 人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、年間約 1%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

移動支援事業における見込量確保の方策

■移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

(h) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

〈上段:年間延利用見込回数、下段:(年間実利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
27,849回 (458人)	28,406 回 (467 人)	28,974 回 (476 人)

<見込値の設定>

平成 26 年度の実績見込みを基準として、年間約 2%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

日中一時支援事業における見込量確保の方策

■サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 障害児支援

(a) 障害児通所支援

障害児通所支援のサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、5つのサービスに区分されます。

①児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
11,196 日 (61人)	11,980 日 (65人)	12,819 日 (70人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、年間約 7%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

②放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成30年度	平成31年度	平成32年度
27,888 日 (174人)	30,677 日 (191人)	33,745 日 (210人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、年間約 10%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

③保育所等訪問支援

保育所等における、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
24 日 (2人)	36 日 (3 人)	48 日 (4 人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みを基準として、月 1 回の訪問及び年間約 1 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

④医療型児童発達支援

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
36 日 (1人)	36 日 (1 人)	36 日 (1 人)

<見込値の設定>

平成 29 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

⑤居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新規事業）

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

新規サービスのため実績はありませんが、これまでの相談等において問い合わせが少なかったため、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

障害児通所支援における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
 - 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
 - 地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターにおいて専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。
 - 宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児に対する研修等の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。
- また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実に努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

(b) 障害児相談支援等

障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

なお、障害児通所給付のサービスを利用する場合、原則として、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の作成が必要になります。

〈月平均利用見込者数〉

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	59 人	62 人	65 人

〈見込値の設定〉

平成 27 年度以降、原則として、障害児通所給付のサービス対象者全員に対して障害児支援利用計画が必要になることを踏まえ、各年度の見込値を設定しています。

⑥医療的ケア児コーディネーターの配置（平成30年度からの新規事業）
指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
36日 (1人)	36日 (1人)	36日 (1人)

〈見込値の設定〉

平成29年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

障害児相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センターや圏域障害者相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり、相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。

(c) 障害児入所支援

障害児入所支援のサービスは「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の2つのサービスに区分され、実施主体は県となります。

①福祉型児童入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
5人	5人	5人

〈見込値の設定〉

実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに見込値を設定しています。

②医療型児童入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成30年度	平成31年度	平成32年度
13人	14人	13人

〈見込値の設定〉

実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに見込値を設定しています。